

京都市上下水道局管理規程第7号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように制定する。

平成20年11月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規程の整理に関する規程

(京都市上下水道局職員の公益法人等への派遣等に関する規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員の公益法人等への派遣等に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員の公益的法人等への派遣等に関する規程

第1条中「公益法人等への派遣等」を「公益的法人等への派遣等」に改める。

第2条中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第4条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条第10号中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都

市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

別記様式第26号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

(京都市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第3条 京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「定款又は寄附行為」を「定款」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)